

○市立岸和田市民病院地域医療支援委員会規則

平成 25 年3月 29 日規則第 25 号

市立岸和田市民病院地域医療支援委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例(平成 15 年条例第1号)第4条の規定に基づき、市立岸和田市民病院地域医療支援委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。

- (1) 大阪府岸和田保健所の代表者
- (2) 一般社団法人岸和田市医師会の代表者
- (3) 一般社団法人岸和田市歯科医師会の代表者
- (4) 一般社団法人岸和田市薬剤師会の代表者
- (5) 地域医療に関して学識経験を有する者
- (6) 保健部長
- (7) 消防長
- (8) 市立岸和田市民病院に勤務する医師その他の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市立岸和田市民病院事務局医療マネジメント課に置く。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が選出されていない場合にあつては、市長が会議を招集する。

附 則(平成 27 年 10 月 9 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日規則第 4 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。